氷見市農業委員会　定例総会議事録

（令和８年度１１月度）

１　日　　時　　令和８年１１月２日（月）
開会：午後３時００分
閉会：午後４時００分

２　場　　所　　氷見市役所Ａ棟２階　全員協議会室

３　出席委員　　１４名
１番　栗山　敬行　　２番　髙木　良治　　４番　中谷内　裕一
５番　伊東　　翼　　６番　村　　幸三　　７番　三島　幸浩
８番　桶元　勝範　　９番　西塚　信司　１０番　中　　勇治
１１番　上野　和枝　１２番　杉本　　章　１３番　宮木　克幸
１４番　池田　　貢　１５番　東海　くるみ

４　欠席委員　　１名
３番　向　　悟司

５　議　　題　　第１号議題　農用地利用集積計画について　…４件
第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件　…１件
第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件　…２件

６　報　　告　　報告第１号　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について　…１件

７　出席した事務局等職員　４名
局長　長谷川　智弘　局長補佐　清水　徹夫
局長補佐　川﨑　隆之　事務員　松村　涼子

８　総会の概要

はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を※※委員の主唱により、全員で唱和する。次に、会長が議長として進行し、委員過半数の出席により総会は成立していることを報告し、議事録署名委員として※※委員、※※委員を指名する。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農用地利用集積計画についての４件につきま

して、事務局の説明を求める。

（事務局）　（事務局より説明）

□議長（会長）　事務局の説明後、異議又は質問を求める。

……発声なし……

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題　農用地利用集積計画についてにつきまして、原案のとおり承認する。

□議長（会長）　次に、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件の１件につきまして、事務局の説明を求める。

（事務局）　（事務局より説明）

□議長（会長）　事務局の説明後、異議又は質問を求める。

……発声なし……

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認する。

□議長（会長）　次に、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件の２件につきまして、事務局の説明を求める。

（事務局）　（事務局より説明）

□議長（会長）　質問を受ける前に、１０月２９日に行われた※※委員と事務局員による現地調査について、※※委員から報告を求める。

（※※委員）　今回の案件について、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認した。また、隣接農地耕作者からの承認及び「氷見市土地改良区」からの同意も得られている旨を報告する。

□議長（会長）　事務局の説明と※※委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問を求める。

……発声なし……

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題『農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件』につきましては、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとする。
付議案件は以上です。次に、報告事項に移る。報告第１号　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についての１件につきまして、事務局の説明を求める。

（事務局）　（事務局より説明）

□議長（会長）　事務局の説明が終了し、質問を求める。

□※※委員　雑種地になると固定資産税が高くなるが、非農地認定を希望されている理由は？

（事務局）　不動産売買を考えておられるようです。農地として復元は難しいと考えます。

□※※委員　現地確認したところ、隣接する家が空き家であり、その空き家とともに不動産売買を考えており、まずは、農地ではなく雑種地としてきれいに管理すると聞いている。

□※※委員　近所に荒れた農地がある場合は、どのように対応すべきであるか？

（事務局）　荒れた農地である場合は、農業委員会から所有者に通知文書を送付して管理を依頼している。

□※※委員　遊休農地パトロールを実施しているが、中山間地等で荒れている農地については、どのように対応すべきであるか？

（事務局）　　農業委員会で所有者に通知して管理を依頼していると思うが、次回までに対応方法をまとめて通知させていただく。

□※※委員　　被災者支援一覧にある自治会３００万円の補助事業について、農業に対するものは対象外と言われている。どのような支援があるか？

（事務局）　　農地、水路、農道に係る被害は、時間はかかりますが、ふるさと整備課の災害復旧事業において、国の費用を使いつつ現状に回復させる事業がある。早急に地区で回復させるのであれば多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の制度で復旧に活用できる。

□※※委員　　多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金制度は、８月下旬には使ってしまっている。他の支援はないのか？

（事務局）　　能登半島地震のときのように、多面的機能支払交付金については、県に増額を要望しているところです。ふるさと整備課では、地域で行う水路や農地の土砂撤去について、人件費や機械賃借料の支援を検討しているところです。

□議長（会長）　他に質問がないようなので報告を了承します。
以上で、氷見市農業委員会１１月度定例総会を終了します。

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和８年１１月２日

議　　長

署名委員

署名委員